

令和5年度消費生活協同組合 集団指導 資料

令和5年7月

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

目次（１）

第１ 消費生活協同組合の適正な運営について（資料１）

集団指導、個別指導及び検査について	4
行政庁による検査につて	5
検査の流れについて	6
指導事項について	7
生協の事業・組合員活動及び適切な運営に向けた取組について	8
１．内部管理態勢等に関する主な事項（資料２）	
（１）組合員管理について	17
（２）定款、各種規約・規則等について	23
（３）役員、理事会について	27
（４）総（代）会について	30
（５）登記について	34
（６）個人情報管理について	35
（７）自治体及び組合からの照会（一部抜粋）	36
２．財務会計に関する主な事項（資料３）	
（１）決算関係書類及び会計処理体制について	37
（２）一般に公正妥当と認められる会計の慣行について	45
（３）剰余金処分等について	48

目次（2）

3. 共済事業における財務の健全性（資料4）

- （1）責任準備金等、支払余力比率の適切な算出について 57
- （2）共済引受リスク管理について 58
- （3）資産運用リスク管理について 58
- （4）仕組開発管理について 59
- （5）ストレステストについて 59

4. 共済事業規約変更の事前協議に係る留意事項（資料5） 60

第2 連絡事項（資料6）

- （1）関係法令の改正等について 64
- （2）税制改正について 67
- （3）デジタル原則を踏まえたアナログ規制に関する点検・見直しについて・68
- （4）消費税の適格請求書等保存方式の導入について（インボイス制度） . . 69
- （5）生協の政治的中立の確保について 72
- （6）不祥事案について 73
- （7）消費生活協同組合（連合会）実態調査及び厚生労働大臣表彰について・74

第 1 消費生活協同組合の適正な運営について

集団指導、個別指導及び検査について

集団指導、個別指導及び検査における目的及び内容は以下のとおりである。

- 集団指導は、各生協に共通する事項に関して、過去の検査において指摘の多い事項を踏まえ、遵守すべき管理・運営上の留意点等の説明を行うことにより、組合の理解を深めていただき、組合自らが改善に取り組むことを目的としている。

<主な事項>

- ・組合員名簿の法定記載事項や変更登記の法定期限等運営管理に関する基本的かつ定型的な事項
- ・財務会計に関する必要書類や記載事項、適正な剰余金処分のポイントとなる事項
- ・共済事業の適正なリスク管理に関する事項

- 個別指導は、生協の遵守すべき管理・運営上の基本的な事項や、検査結果の改善状況などについて個別に指導を行うものである。

- 検査は、各生協の具体的な運営管理の状況、会計処理の状況、共済事業のリスク管理の状況等を実地で確認し、個々の状況に応じた必要な指導等を行うものである。

- また、検査後、公文書により改善報告を求めた事項については、改善計画として報告された事項に関し、適宜、個別ヒアリングや資料の提出を求め、改善状況を確認している。

- 各生協においては、集団指導を踏まえて、基本的事項等に関する運営管理や関係書類の整備等について、入念な確認をお願いする。

行政庁による検査について

- 行政庁(消費生活協同組合業務室)において、消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)に基づき、消費生活協同組合(以下「組合」という。)の適正な運営に資するため、厚生労働省所管の組合に対する検査を実施(所管組合数 56:令和5年4月1日現在)。

消費生活協同組合法

(行政庁による検査)

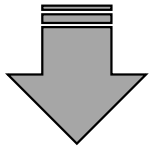
第94条

(省略)

- 2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
- 3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

検査の流れについて

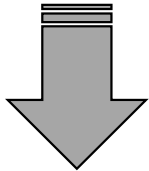
検査実施前



厚労省

検査予定の生協に対して電話で連絡し、検査日程を調整
日程確定後、事前提出資料の様式をメールで送付（提出×切：検査1ヶ月前）

実地検査



厚労省

生協

個別ヒアリング及び関係書類等を確認、指導

※担当役職員とのヒアリングのほか、監事、共済計理人、会計監査人ヒアリングも実施

※検査期間は、生協の規模等に応じて3～5日程度

検査実施後

厚労省

検査実施後、改善を求める事項（文書指摘事項）について、公文書にて通知



生協

文書指摘事項について、通知発出2ヶ月後に、改善結果若しくは改善計画を厚労省に報告



厚労省

改善結果及び改善計画を確認

改善計画については、適時実施する個別ヒアリング等により改善状況を確認

指導事項について

より適正な組合運営を図るため、過去の検査結果から留意すべき事項を以下のとおりまとめたので留意するとともに、集団指導終了後の自己点検等により遵守状況を確認されたい。

1. 内部管理態勢等に関する主な事項

(1) 組合員管理について

(2) 定款、各種規約・規則等について

(3) 役員、理事会について

(4) 総(代)会について

(5) 登記について

(6) 個人情報管理について

2. 財務会計に関する主な事項

(1) 決算関係書類及び会計処理体制について

(2) 一般に公正妥当と認められる会計の慣行について

(3) 剰余金処分等について

3. 共済事業における財務の健全性

(1) 責任準備金等、支払余力比率の適切な算出について

(2) 共済引受リスク管理について

(3) 資産運用リスク管理について

(4) 仕組開発管理について

(5) ストレステストについて

4. 共済事業規約変更の事前協議に係る留意事項

生協の事業・組合員活動及び適切な運営に向けた取組について

令和３年「消費生活協同組合法施行規則」の改正

人口減少、少子・高齢化、地域社会におけるつながりの希薄化等に対応する地域づくりが喫緊の課題となっている中で、生協においても、医療、高齢者の介護や日常生活支援、障害者支援、子育て支援等の「事業」や「組合員活動」の充実した事例が見られるようになっている。

こうした活動のつながり等により、地域課題の解決に取り組む団体等から各種取組への協力を求められる場面も増加しているが、生協が関与することに意義があると考えられるものの、員外利用規制により実現困難となっている事例も見受けられる。



地域共生社会の実現に向け各地域で取組が進められている中で、生協が地域社会への貢献活動に取り組みやすくすることを目的として員外利用事業の追加を行った。

→ 消費生活協同組合法施行規則第11条（省令）の改正

- ・ 員外利用させることが適当として行政庁の許可を得た場合に実施可能な事業の追加。

追加事業の内容

- 地域の課題解決を行う組織に対する物品供給

※ 行政庁の許可を必要とし、利用分量は組合員利用の20/100を上限。

員外利用に係る施行規則改正（令和3年4月1日施行）により可能となる生協の取組の具体例（イメージ）

具体例 ① 地域が運営する店舗に対する物品供給

地域課題

・生活サービス
スーパーの撤退により生鮮食品・日用品等を販売する商店が地域にない

- ・交通の確保
- ・高齢者の見守り
- ・コミュニティづくり
- ・子育て、地域社会教育
- ・移住者の受入、農村交流

など

【課題解決策】撤退したスーパーの代わりとなる商店を地域で開設・運営



物品を供給することで
地域課題の解決を下支え

地域運営組織

株式会社
一般社団法人
NPO法人
運営協議会 など

仕入れのノウハウがない。
卸売業者に断られた。

有志
設立
地域住民

地域の生協



具体例 ② 生活困窮者の食糧支援等を実施する組織に対する物品供給

社会福祉協議会においては、生活困窮者に対して、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった者に当面の食料を提供している。

主として、寄付された食品等を提供食料としているため、数量や内容にばらつきが生じ、支援に支障が生じてしまうケースがある。

生協はこれまで同様やむなく廃棄されてしまう食品などの無償提供にあわせ、社会福祉協議会のニーズに合った商品も供給可能となる。

生活困窮者支援を実施する組織



寄付された食材だけでは
物資が足りない状態



求められたニーズの
物資を供給

生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例について

- ◇ 生協においては、組合本来の支え合い、助け合いの精神の下で、地域社会の課題を「我が事」として主体的に受け止め、地域福祉に資する様々な事業や組合員活動に取り組んでいる。
- ◇ 全国各地の生協等の協力のもと、2度にわたり、生協が地域社会の課題を主体的に受け止め実施する事業や組合員活動についての事例を取りまとめ、全国に周知。
 - (1) 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（第1弾）（全国の10事例）〈平成29年8月〉
 - (2) 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（第2弾）（全国の17事例）〈平成30年7月〉
- ◇ 令和4年度は、令和3年度に地域の課題解決を図る組織に対する物品供給が可能となるよう員外利用拡充に係る省令改正を行ったことを踏まえ、当該員外利用を活用した事例やその他の先駆的な地域福祉に係る取り組み事例について、情報収集を行ったところである。とりまとめた事例については、今後公表する予定である。

第1弾、第2弾で紹介した主な事例

- | | |
|------------------------------------|---|
| ＜全世代を対象としたサービスが充実している事例＞ | ・ 協同のまちづくり 南生協よって横丁（南医療生活協同組合） |
| ＜高齢者サービスを総合的に実施している事例＞ | ・ 地域包括ケアステーション「地域で暮らすを支援する」（医療生協さいたま生活協同組合） |
| ＜子育て支援サービスが充実している事例＞ | ・ 子育てひろばを拠点に推進する地域子育て支援（生活クラブ生活協同組合（東京）） |
| ＜障がい者支援サービスが充実している事例＞ | ・ 障がい者の雇用拡大と自立を支援（生活協同組合ひろしま） |
| ＜生活困窮者の自立支援に取り組んでいる事例＞ | ・ 生活、家計相談・貸付事業、フードバンク事業の推進（みやぎ生活協同組合） |
| ＜組合員相互の助け合いなどにより、身近な困り事の解決に取り組む事例＞ | ・ 元気高齢者が提供する生活支援（郡山医療生活協同組合） |
| ＜行政や地域の団体との連携や、協定を締結し活動している事例＞ | ・ 行政との包括連携協定の締結（生活協同組合おかやまコープ） |

令和3年4月、地域共生社会の実現に向け、員外利用の拡充（施行規則第11条第1項第1号ト）を行った。組合から相談があった際には積極的に検討いただくとともに、許可後は当省へ情報共有いただきたい。

多世代共生施設の店舗へ商品を生供給し、コミュニティの再形成を目指す 生活協同組合コープみえ（三重県）

実施地域の概要

【桑名市】

総人口 139,754人
世帯数 60,868世帯
組合員数 15,658人
※2022年6月現在

- 三重県桑名市に、桑名市社会福祉協議会が運営する多世代共生施設「らいむの丘」(※)が2022年4月に開設。
- コープみえは、桑名市社会福祉協議会と連携協定を締結し、この施設内にある店舗「らいむショップ」に対し、三重県より員外利用の許可を受けて、生協の商品の供給を行っており、地域の方などが商品を購入できることが特徴。
- 併設する店舗や公園、交流施設を地域住民に活用頂くことを通じて、コミュニティの再形成を目指している。

※・・・養護老人ホーム、児童発達支援事業所、母子生活支援施設、生活介護事業所、保育園など分野を超えた8つの福祉施設などが一カ所に集まり、福祉サービスを一体化させた施設。誰もが支え、支えられる新たなコミュニティを構築するための拠点として設立。

特徴的な活動の紹介

地域の課題解決に向けた三つの柱

■コミュニティの再形成

らいむの丘がある松ノ木地区は、約1,500世帯(約4,500人)の住宅地でありながら、人と人、人と地域のつながりが希薄化し、住民の孤立が進行。
→店舗への来訪をきっかけに、らいむの丘が地域住民の集う拠点となることを目指す。

■施設入所者や利用者のくらしを支えるお買い物

敷地内の施設や事業所の利用者については、通常の買い物に困難を抱えている。
→らいむショップは、買い物困難者が生活用品を購入する店舗であり、そこへ商品を生供給することでくらしを支える。

それぞれのペースでゆっくり買い物ができるよう、**スローレジ**を実施。

■施設周辺の高齢化への対応

同地区の高齢化率は30%を超え、2025年には周辺の高齢化率は40%近くになる見込み。
→現在も、店舗利用者の約半分が地域の方。3～5年後の高齢者・単身者の買い物の不自由さに対応していく。



■店舗でのフードドライブの実施

・店舗内にボックスを設置し、利用者に家庭で余っている食品の寄付を呼びかける。
・集まった食品は組合員が仕分け、支援が必要な方へ社協から配布する。



施設の運営委員会において、**安心・安全といったイメージのある生協の商品を置いてほしい**との声あり。

↑ 員外利用許可を受けて商品を生供給している旨を店舗内に掲示。

■供給の仕組み・・・宅配の仕組みを利用し、週に2回、店舗に商品を生供給。品揃えについては、ドライ食品と日用品が中心。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携等

- ・店舗への供給方法を検討するにあたって、コープみえ内の各部局(桑名センター、宅配事業部、店舗事業部、仲間づくり・共済部、組織活動推進部)が横断的に連携し、検討チームを発足。
- ・員外利用の許可申請にあたっては、県担当者と綿密な打ち合わせを重ね、スピード感を持って手続きを進めた。
- ・実施にあたって、桑名市社協と「地域共生社会の実現に関する連携協定」を締結。らいむショップに関するもののほか、生活困窮者自立支援、子育て支援、高齢者支援、障がい者支援に関することでも連携・協力。

課題や今後の取り組み

■課題

- ・らいむショップの損益改善と安定した運営
- ・供給方法の改善(宅配の仕組みだと、品切れの際にすぐ補充できないなど)
- ・利用者の声に応える品揃えの検討(日配品や冷蔵・冷凍品など)

■今後の取り組み

- ・らいむの丘全体として、コミュニティの再形成に向けて、人が集う仕掛けづくりを進める
→らいむショップに隣接する「ヴィレッジセンター(交流館)」を活用して、学習会やサロンを開催し、地域の住民の居場所となることを目指す。

子育てひろばを拠点に、当事者のエンパワーで推進する地域子育て支援（生活クラブ生活協同組合（東京））

実施地域の概要

【世田谷区】

総人口 896,057人
総世帯数 470,579世帯
組合員数 8,705人

※平成29年4月1日現在

- 組合員を中心に地域の多様な世代が生協事業、組合員活動の担い手として登場している。
- 子育てひろば等の出会いの場をきっかけに顔と顔が見える関係を作り、日常生活での困りごとを組合員同士で助け合える仕組み（支える側が支えられる側にも回るお互い様の仕組み）が作られている。

特徴的な活動

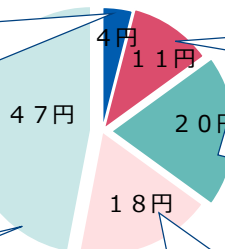
～エコロたすけあい制度～

誰もが参加しやすい100円の掛け金で組合員同士のたすけあいと地域福祉の推進のための仕組み

100円の使途

- ◆80円はたすけあいの活動に
- ◆20円はエコロファンドとして別途積み立て

★剰余が4円：
エコロ剰余とコープ共済の事務手数料の一部からエコロファンドを経由して地域福祉推進の事業や活動に助成



★組合員活動の予算に11円：
エコロたすけあい活動など、エコロの加入者やエコロ制度の推進に活用

★エコロファンドに20円：
生活クラブの地域福祉事業の立ち上げに活用。（子育て広場や生活クラブ保育園など）

★その他経費に47円：
広報費・会議費・人件費等に活用。

★給付に18円：
給付率を上げることが課題。

「うちの子ちょっと見ていて、気軽に頼れる人がいない。」
「子ども預かるよ！」と言ってあげたいのに言い出せない。」



不安になりがちなお母さんの預け合いもエコロ制度の存在が安心感につながっている。

～なかまひろく～

乳幼児親子のための次世代型のサークル活動。（全10回）

※なかまひろくは、新座子育てネットワークが開発したプログラムである。



「初めての子育て、悩みを聞いてほしい」
「子育て仲間と出会いたい」

活動場所は公民館、集会所、店舗の空きスペースなど乳幼児親子が集まりやすい場所。



① はじまりの親子いっしょ
お母さん、子どもたちが少しずつ親しくなり信頼関係が育まれる。

② 預け合い
子育て経験があるスタッフにサポートされながら、預ける親、預かる親に分かれて活動。

③ まどめの親子いっしょ
最終回はお母さん同士で読み聞かせや手遊びなど親子みんなで楽しむ時間。

子どもを預かる経験が子育てが力アップにつながるとともに、地域と一緒に子育てをしている価値観の醸成につながっている。終了後に受講者同士がエコロによる助け合いをしている事例もある。

行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携

- ・ 子育て広場ぶらんこ（組合員活動）は、2015年度より世田谷区おでかけひろばとして認証。区からの補助金を受け実施。
- ・ 区内の他のひろばとの交流や研修会への参加。
- ・ 圏域の虐待予防ネットワークへの参加。
- ・ 世田谷区運営の私立認可保育所の保育士の専門性を、おでかけひろばの講座や相談に活用。

成果と課題

■ 成果

- ・ 出会いの場を提供することで、その後お互いに子どもを預けあえる関係性が構築できている。
- ・ 地元の町内の方や、高齢者、中高生との交流も始めつつある。

■ 課題

- ・ 関係団体が取り組む訪問保育等と連携することで、子育てひろばに参加が難しい組合員への支援の推進。
- ・ 託児や見守りに関心がある方向けの講座を行う等人材育成の仕組み作り。

組合員同士の助け合い～「たすけっとクラブ」の活動～(富山医療生活協同組合)

実施地域の概要

【富山市】

総人口 417,523人

総世帯数 168,419世帯

組合員数 20,815人

※2018年3月末現在

- 暮らしの中でのちょっとした手助けが必要な組合員と、少なからお手伝いできる組合員が助け合う有償ボランティアの会を運営。
- 組合員の生活文化の向上であることはもちろん、協力者側も自らのやりがいを持てる活動として、利用者と協力者双方に有用な活動となっている。

特徴的な活動

～たすけっとクラブ～

「暮らしの中でちょっとした手助けが必要な組合員(てつだってさん)」「少なからお手伝いできる組合員(たすけっとさん)」が助け合う有償ボランティアの会。2008年の活動開始以降、利用者470名、協力者370名の登録があり、毎月の活動回数は約200回。



たすけっとクラブ 利用の流れ

依頼(利用者本人・家族・ケアマネ等)

受付(事務局・コーディネーター)

訪問 しくみの説明依頼、内容確認等のためコーディネーターが利用者を訪問する。

調整 (コーディネーター・協力者・利用者)

実施 協力者は依頼された活動をし、チケットを受け取り、コーディネーターに終了報告をする。チケットは事務局にて換金する。

ニーズ把握

①組合員から～

近所の組合員の生活情報として寄せられたり、運営委員や班長が意識的に困っている方をキャッチして、クラブを紹介。

②生協内事業所から～

事業所職員が利用者の状況を知る中で、支援が必要と感じたら、患者・利用者にクラブを紹介、または仲介。特にケアマネジャーからの紹介が多い。

③地域から～

地域包括支援センターからの紹介・依頼も多い。



行政や他の組合、医療・福祉事業者等との連携

■行政との連携

・地域包括支援センターを訪問(29ヶ所)。医療生協の利用や助け合い活動について説明しながら懇談。地域包括支援センターを経由した利用依頼も増え、日常的な連携関係が築かれつつある。

■他の生協との連携

・コープとやま(購買・リフォーム)の個配利用の高齢者に対する「たすけっとクラブ」の紹介や、「たすけっと」では対応できないような住宅リフォームをコープとやまに紹介している。

成果と課題

■成果

・地域の助け合い活動が広がったことにより、生協の価値や役割が広がった。
・サービス提供者(協力者)が、活動参加を通じて意識が高まり、生きがいとともに他の活動にも意欲的になった。

■課題

・ゴミ出しや掃除、買い物など短時間の定期的継続利用が増えている。これらの依頼に応えるために近所の協力者を増やしていくことが課題。

行政との包括連携協定の締結（生活協同組合おかやまコープ）

実施地域の概要

【瀬戸内市】

総人口 36,433人
総世帯数 15,370世帯
高齢者数 12,358人
※2017年10月1日現在
組合員数 8,334人
※2017年6月1日現在

- 生協と自治体がそれぞれ有している資源を協力して活用することで、農業や災害対策、環境保全などの各分野で地域活性化に寄与するための事業を実施している。
- 自治体と定期的に情報交換をすることで、地域のニーズを把握しやすくなり、かつ、生協が進める地域社会づくりへの理解が進み、円滑な事業実施を実現している。

協定に基づく主な取り組み

■包括連携協定の締結

瀬戸内市とおかやまコープがそれぞれの持つ人材、知識、サービス、インフラなどの資源を活用して協力することにより、市民サービスの向上および地域の活性化に寄与することを目的に以下6項目で締結。（平成25年8月）

- ①農林水産物、加工品などの販売・活用に関すること
- ②災害対策に関すること
- ③環境保全に関すること
- ④高齢者支援に関すること
- ⑤地域福祉、少子高齢化対応に関すること
- ⑥その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること

■地域見守りネットワークへの参加

・高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるように、連携してひとり暮らし高齢者等を地域全体で支援し、見守ることのできる体制を構築できるように「地域見守り活動に関する協定」を締結。
・瀬戸内市では、約19%の世帯が利用する宅配・夕食宅配のインフラを活かして、宅配業務中に異常を発見した時は、地域包括支援センターと連携して対応している。

■災害訓練等への参加

・災害時において応急生活物資の調達と安定供給、輸送業務、ボランティア活動等を円滑に行い、市民生活の早期安定に寄与することを目的に、「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」を締結。
・危機管理部の職員を講師に地域の災害を考える学習会を開催したり、防災・減災の取り組みを進めている。



■「アマモ場造成活動に係る協定」締結

「アマモ場造成活動に係る協定」を邑久町漁協や岡山県など4者で締結し、様々な生物の産卵場となる藻場の再生事業に取り組んでいる。アマモの種取りや種まきなどの環境を守る体験活動を通じて、里海づくりの大切さを学ぶとともに、地元特産の牡蠣や牛窓ちりめんなどを利用することで地域経済の発展に貢献。

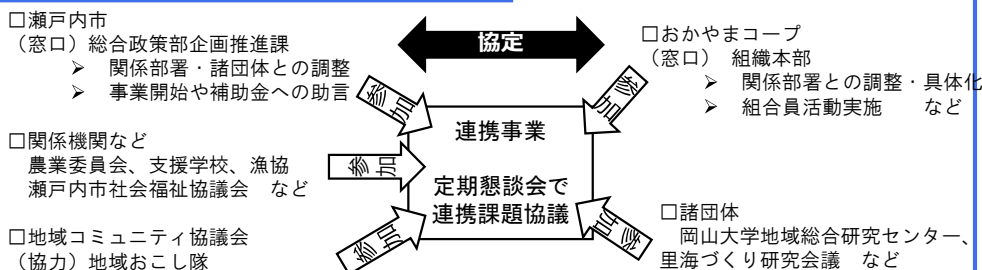


■「農業参入」「耕作放棄地活用」「障がい者支援」

・おかやまコープ40周年事業として、農業生産法人（株）コープファームおかやまを設立。また、就労者継続支援A型事業所（株）ハートコープおかやまを設立し、トマト栽培の農作業を受託して、障がい者の雇用を実現。瀬戸内市産業振興課や瀬戸内市農業委員会の協力を得、農業生産法人の設立や耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用。瀬戸内市地域生活支援センターや地元支援学校の紹介を受けることで、障がい者雇用につながっている。



行政との連携・役割分担



成果と課題

■ 成果

- ・岡山県すべての自治体と協定を締結でき、地域の抱える課題解決について協議している。
 - 包括連携協定 瀬戸内市、真庭市・新庄村、岡山県
 - その他協定 地域見守り協定26自治体、災害協定26自治体
 - 藻場再生事業 3か所（岡山県、漁協、里海づくり研究会議、生協他）
- ・岡山県とも包括連携協定を締結し、地産地消や里海づくりなどの取り組みを進めている。

■ 課題

- ・各自自治体と協定締結で首長や関係部局の定期訪問は定着。今後は、地域の抱える課題解決に向けた取り組みの具体化を進める予定。

共済事業の健全かつ適切な運営に向けた取組について

- 他の協同組合における不適切事案(※)を受けて、令和5年4月10日の規制改革推進会議地域産業活性化WGにおいて、共済事業における顧客本位の業務運営の取組等についてヒアリングが行われた。当該WGにて、①各協同組合の共済事業において不適切事案を誘因する温床がないか総点検を行うこと及び②顧客本位の業務運営の取組を積極的に推奨することを求められた。

※ 組合職員が、共済事業の目標達成を動機に、自らが不必要な共済契約を締結した事案（いわゆる「自爆営業」）をいう。

- 国所管の共済事業実施組合に対しては、令和5年度中にヒアリング等を実施し、総点検並びに組合員本位の業務運営の取組状況の確認及び取組の推奨を行う予定。
- については、各都道府県におかれても、令和5年度中に所管組合に対するヒアリング等を実施し、同様の確認等を行っていただくようお願いする。（実施にあたっての詳細な事項については、別途事務連絡等でお知らせする予定。）

（参考）国所管の消費生活協同組合連合会における共済事業の健全かつ適切な運営に向けた取組例

① 共済募集ガイド等の配布及び教育・研修の実施

- 会員生協を含む全役職員向けに、共済募集に関する禁止行為の事例を記載（※）した共済募集ガイド等を作成し配布するとともに、コンプライアンスに重点を置いた研修を定期的実施。
- （※）…特別利益の提供行為や誤解を招く比較表示行為、誤解を招く予想返戻金表示行為等の具体的な事例を記載。

② コンプライアンスの実施状況の確認等

- 会員生協に対する監査の際に、コンプライアンスの実施体制について確認。指摘事項があった場合は、発生原因を究明し改善対策を立案し実行。
- 組織的または個人的な法令違反や不正行為などを収集する手段として、職員からの通報・相談窓口を組織内及び外部業者に設置。

③ 契約の点検

- 解約を前提とした共済募集が行われないための措置として、2年以内に4回以上の解約、失効又は不成立した契約については、今後の新規加入を謝絶している。

④ 契約者の意向確認

- 組合員（契約者）のニーズに沿った内容であることを組合員自身が確認できるよう、「契約意向確認書」を加入申込書と一緒に提出してもらう。

見舞金事業については、平成26及び27年度ブロック会議、平成28及び29年度全国会議において、見舞金事業の問題の説明や事業の位置づけの整理の依頼を行ってきた。令和3年4月に都道府県所管の組合における見舞金事業の見直し状況について確認したところ、見舞金事業は全部で28事業あり、いずれも共済事業に該当しないことが確かめられた。

消費生活協同組合の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があるため、見舞金実施状況を把握していない都道府県においては、状況を確認のうえ、組合に対して必要な指導をされたい。

共済事業に位置づけない見舞金事業の問題点

共済事業に位置づけられるべきものを、共済事業でない見舞金として実施することは以下のような問題が生じるおそれがある。

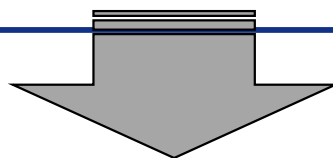
① 契約上の位置づけが不明確

契約上の位置づけが不明確なため、見舞金が受け取れるものと思っていたが、実際には受け取れないようなケースや、受け取れるはずの見舞金を組合員が請求し損ねるケースが生じ得る。

※10万円以下で共済事業の位置づけが必要でない場合でも、契約上の位置づけは明確にすることは必要。

② 財務の健全性が担保されない

支払を約束している見舞金について、想定以上の支出が発生し、組合の財務の健全性に支障を来すおそれがある。共済事業規約の整備及び法令に基づく共済契約準備金の積立てなどを行う。



給付額が10万円を超える等の見舞金事業への対応

- ・ 共済事業規約の整備及び法令に基づく共済契約準備金の積立てなどを行う。
- ・ 給付額を10万円以下に引き下げる。

1.内部管理態勢等に関する主な事項

資料 2

(1)組合員管理について

(ア)組合員名簿の作成について

概要

組合員名簿の作成は組合員管理の基本であり、組合員名簿を管理することは組合員保護にも繋がることから、常に出資口数、金額等、生協法に定められている事項が記載されているかを管理できるよう整備する必要がある。

ポイント

- 以下の法定記載事項(法第25条の2)のみが組合員名簿に記載されているか。
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・加入の年月日
 - ・出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 組合員名簿が事務所に備え置きされており、閲覧を求められた際に対応できるか。
また、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等閲覧を拒否する場合の基準が定められているか。
- 法定記載事項以外の個人情報データをデータ管理している場合、組合員等への閲覧に供する名簿は法定記載事項のみの記載としているか。
- 通常、出資金額は1口あたり出資金額の整数倍となっているか。

消費生活協同組合法(抄)

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第25条の2 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 組合員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 組合員名簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(例:1)〇〇生協組合員名簿

組 合 員 氏 名	住 所	加 入 年月日	出 資 数	出 資 額	払 込 年月日	共 済 類	掛 金
〇〇一郎	東京都〇〇市△△3-5	2009.5.6	30	3,000	2009.5.6	火災	4,000
:	:	:	:	:	:	:	:

(例:2)△△生協組合員名簿

※出資1口、100円。

組 合 員 氏 名	住 所	加 入 年月日	出 資 数	出 資 額	払 込 年月日
△△太郎	千葉県〇市△△1-2-3	2010.5.20	10	✕ 1,050	2010.5.20
:	:	:	:	:	:

※出資1口、100円。

出資預り金を
出資額に含め
ていないか？

<参 考>

消費生活協同組合法

(出資)

第16条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 組合員の出資1口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、かつ、均一でなければならない。

(略)

(イ)組合加入に係る事務手続について

概 要

生協法第16条を正しく理解し、組合加入に係る事務手続を適正に行う必要がある。

ポイント

- 生協法第16条の解釈からすれば、出資1口で生協に加入できる。
- 加入申込書における出資に係る記載が複数口の出資を前提としているなど、1口で加入できるにも関わらず、複数口を出資しないと加入できないというような誤解を招く記載となっていないか。(例:「10口、1,000円を徴収します。」)
- 複数口の出資については、組合員への「お願い」という形で記載し、組合員が了承の上で加入するようにしなければならない。
その際、出資が1口の場合であってもこれを拒んではならない。

<参 考>

消費生活協同組合法

前頁の<参考>を参照。

模範定款例

(出資)
第15条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。
(略)

(ウ)職域生協における退職者の組合加入について

概 要

職域生協における退職者(以下「二項組合員」という。)の組合加入について、その承認手続は定款等の規定に従って行われる必要がある。

ポイント

- 二項組合員の組合加入に係る承認基準を定めているか。
- 退職者の組合加入について、理事会で承認しているか。(事後報告による承認でも可)

<参 考>

模範定款例

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することが適当とするものは、この組合の承認を受けてこの組合の組合員となることができる。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

(エ)組合員の自由脱退等について

概 要

自由脱退をする組合員について、当該組合員に事業年度の末日の90日前までに予告させるとともに、事業年度末に脱退(「出資口数の減少」を含む)を認め、出資金の返還を行わなければならない。

ポイント

○ 事業年度の途中において、組合員の脱退(自由脱退又は出資口数の減少)を認めるとともに、出資金の返還やその都度、脱退手続を行うなど法令違反をしていないか。

<参 考>

消費生活協同組合法

(自由脱退)

第19条 組合員は、90日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、1年を超えてはならない。

(出資口数の減少)

第25条 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第19条及び第21条から第23条までの規定を準用する。

(2) 定款、各種規約・規則等について

概要

生協は、法令等に従い必要事項の記載された定款を整備し、組合運営に必要な規約・規則等（以下「規則類」という。）を整備する必要がある。

また、規則類の改廃について、どこで機関決定すべきかを明確にしておく必要がある。

ポイント

- 組合運営に係る各種規約・規則等の有無を確認（別紙1参照）
- 規則類の管理簿（別紙2参照）が作成されているか、個々の規則類について、制定・改廃を決定する機関、制定・改廃の年月日等が明確にされているかを確認
- 内部監査等による自主点検等が実施されているか
- 定款、各種規約・規則等の間で整合性が図られているか
- さらにリーガルチェックは徹底されているか

<参 考>

消費生活協同組合法

（総会の議決事項）

第40条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更及び廃止

：

（略）

<参考>

定款に基づく組合の規約、規則等について(模範定款例等より)

条文	事項	規約、規則等
第21条	役員の選挙 役員の選任	役員選挙規約 役員選任規約
第28条	役員の報酬	役員報酬規則 役員退任慰労金規程
第31条	理事会	理事会運営規則
第37条	監事の職務 及び権限	監事監査規則
第44条	職員	職員服務規則 職員給与規則 就業規則
第〇条	総代の定数	総代選挙規約

条文	事項	規約、規則等
第60条	総会(総代会)運 営規約	総会(総代会)運営 規約
第〇条	共済事業規約	共済事業規約
第〇条	貸付事業規約	貸付事業規約
第64条	財務処理	経理に関する規則
第〇条	資産運用の基準	資産運用に関する 規程
第75条	組合員に対する 情報開示	情報開示規則
第80条	実施規則	個人情報保護規則 文書事務取扱及び 保存規則

組合の規則類の管理簿(イメージ)

1. 基本規程

種 別	制定・改廃機関	制定・改廃日
定款	総代会	令和〇〇年 △月□□日 改正
役員選任規約	総代会	令和□□年△△月××日 改正
総代選挙規約	総代会	:
理事会運営規則	総代会	:
監事監査規則	総代会	:
総代会運営規約	総代会	:

2. 役員に関する規程

種 別	制定・改廃機関	制定・改廃日
役員報酬規則	理事会	平成〇〇年 △月□□日 改正
役員退任慰労金規則	理事会	平成〇〇年□□月△△日 改正
:	:	:
:	:	:

3. 人事に関する規程

種 別	制定・改廃機関	制定・改廃日
職員就業規則	理事会	令和〇〇年 △月□□日 改正
パート職員就業規則	理事会	平成□□年△△月××日 改正
職員退職金規程	理事会	:
旅費規程	理事長	:
:	:	:

4. 総務に関する規程

種 別	制定・改廃機関	制定・改廃日
情報開示規則	理事会	平成〇〇年 △月□□日 改正
文書管理規程	理事会	平成〇〇年□□月△△日 改正
個人情報保護方針	理事会	:
:	:	:

5. 〇〇に関する規程

:

(3) 役員、理事会について

(ア) 理事の職務遂行について

概 要

理事は組合の委任により、事業運営の執行を行う。その執行の適切性を判断するにあたって、理事の職務遂行状況を確認することが重要である。

ポイント

- 理事会の出席状況(出席率及び欠席の多い理事の有無等)を確認
- 理事会の開催に当たり、出席理事が多数となるよう日程の十分な事前調整が行われているか。
- (欠席の多い理事がいる場合)欠席理事に係る要因を分析しているか。欠席が続く場合、理事の職責の重大性に鑑み、適任者の選任について検討されているか。
- 理事会の議事録が適正に作成されているか。
- 生協法施行規則に定める内容が議事録に含まれているか、出席理事・監事の署名又は記名押印がされているか。

<参 考>

消費生活協同組合法

(組合と役員との関係)

第29条の2 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の職務及び権限等)

第30条の3 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事会の決議)

第30条の5

3 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の議事録)

第60条 法第30条の5第3項(法第73条において準用する場合を含む。)の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第30条の5第6項(法第73条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第366条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第30条の5第6項(法第73条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第366条第3項の規定により理事が招集したもの

ハ 法第30条の3第3項において準用する会社法第383条第2項(法第73条において準用する場合を含む。)の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第30条の3第3項において準用する会社法第383条第3項(法第73条において準用する場合を含む。)の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第30条の3第3項において準用する会社法第382条(法第73条において準用する場合を含む。)

ロ 法第30条の3第3項において準用する会社法第383条第1項本文(法第73条において準用する場合を含む。)

ハ 法第31条の2第3項(法第73条において準用する場合を含む。)

ニ 法第31条の六第四項

六 理事会に出席した理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称

七 理事会の議長の氏名

(イ) 役員の選出について

概 要

役員は役員選挙(選任)規約の定めるところにより、総(代)会において選挙(選任)を行う。規約には選挙区及び選挙区ごとの定数等についての具体的、手続き的な事項を定め、役員の選挙(選任)があくまで民主的に組合員全体の意思を尊重して行われるよう配慮することが重要である。

ポイント

- 役員の選挙(選任)は、法令、定款、規約に基づき、適正に行われているか。
- 選挙区及び選挙区ごとの定数が適切に定められているか。
- 規約に定める所定の手続き(選挙管理委員会の設置、選挙公示、選挙録、就任承諾等)を経ているか。
- 役員選挙(選任)規約、選挙公示、選挙管理委員会の議事録、役員就任承諾書等を確認

<参 考>

消費生活協同組合法

(役員の選挙)

第28条 役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。ただし、組合設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

2～8 (略)

9 第一項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会(組合設立当時の役員は、創立総会)において選任することができる。

模範定款例

(役員の選挙)

第21条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総(代)会において選挙する。

2～4 (略)

(役員の選任)

第〇条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総(代)会において選任する。

(4) 総(代)会について

(ア) 総代選挙について

概 要

総代は総代選挙規約の定めるところにより、選挙区を設け、選挙区ごとに選挙を行う。規約には選挙区及び選挙区ごとの定数等についての具体的、手続き的な事項を定め、総代選挙があくまで民主的に組合員全体の意思を尊重して行われるよう配慮することが重要である。

ポイント

- 総代選挙は、法令、定款、規約に基づき、適正に行われているか。
- 選挙区及び選挙区ごとの定数が適切に定められているか。
- 選挙区及びその定数を設定するに当たり、組合員の構成に留意しているか。
- 規約に定める所定の手続き(選挙管理委員会の設置、選挙公示、選挙録、就任承諾等)を経ているか。
- 総代選挙規約、選挙公示、選挙管理委員会の議事録、当選者への通知等を確認する。

<参 考>

消費生活協同組合法

(総代会)

第47条

2 総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちからこれを選挙する。

模範定款例

(総代の選挙)

第〇条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(イ) 総(代)会の議決事項について

概 要

総(代)会は組合における最高の意思決定機関であるため、経営に重大な影響を与える事項や組合員の利害に関する重要な事項を議案とし、組合員に諮らなければならない。

ポイント

- 定款に記載されている総(代)会の議決事項を遵守しているか
- 議決事項は適切なものであるかを確認

<参 考>

模範定款例

- ・役員の選挙(第21条第1項)
- ・役員の報酬(第28条第1項)
- ・監査規則の承認(第37条第12項) 等

(総(代)会の議決事項)

第51条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総(代)会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| (1) 定款の変更 | (5) 出資1口の金額の減少 |
| (2) 規約の設定、変更及び廃止 | (6) 事業報告書及び決算関係書類 |
| (3) 解散及び合併 | (7) <u>連合会及び他の団体への加入又は脱退</u> |
| (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更 | |
| (略) | |

(ウ) 役員報酬（退職慰労金等含む）について

概要

役員の報酬については、個々の役員ごとに総（代）会の議決を経る必要はないが、理事と監事に分けてそれぞれの最高限度額又は総額を算出し、議決を得ることが必要である。

ポイント

- 役員の報酬や役員退職慰労金の額、又は具体的な算定方法が総（代）会で議決されているか。
- 総（代）会議案書に「役員報酬規則に基づき支給することを理事会に一任する」とだけ記載し、役員報酬規則について組合員（総代）に説明されていないことはないか。
- 役員退職慰労金も役員報酬であり、役員報酬と同様に総（代）会の承認を得ているか。

< 参 考 >

模範定款例

（役員の報酬）

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総（代）会の議決をもって定める。この場合において、総（代）会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 （略）

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

【準用】：会社法第361条第1項（生協法第30条の3第3項）

（取締役の報酬等）

第361条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 （略）

(エ) 議決権の行使について

概 要

組合の最高意思決定機関である総(代)会では、組合員又は総代(以下「組合員」という。)全員が出席した上で組合員の意見を反映し、議決することが望ましいが、実際にこれを期待することは困難であるため、救済措置として書面議決又は代理議決を認めているところである。

ポイント

- 書面議決書及び委任状の様式を定めているか。
- 書面議決書は議案ごとに議決権が行使されるものとなっているか。
- 代理人が10人以上の組合員の代理を務めていないか。(総代会は3人以上)
- 書面議決又は代理議決はあらかじめ通知のあった事項に限られているか。

<参 考>

消費生活協同組合法

(議決権及び選挙権)

第17条

2 組合員は、定款の定めるところにより、第38条第1項又は第2項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる。

ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。

5 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。

(総代会)

第47条

6 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第17条第2項ただし書中「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」とあるのは「組合員」と、同条第5項中「10人」とあるのは「3人」と読み替えるものとする。

(5) 登記について

概 要

- 変更登記については、下記に例示する法定期間内に実施しなければならない。
例1: 代表権を有する者の氏名の変更 → 2週間以内
例2: 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更 → 事業年度終了後4週間以内
- 組合の「事業」や「公告の方法」について、定款と登記簿の記載が一致していなければならない。

ポイント

- 変更登記必要事項と法定期間の再確認
- 定款と登記簿の記載事項の確認(一致しているか)

<参 考>

消費生活協同組合法

(設立の登記)

第74条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、出資の第1回の払込みがあった日から2週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 第26条第1項第1号から第3号までに掲げる事項 (→ 事業、名称、地域又は職域)
- 二 事務所の所在場所
- 三 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払い込んだ出資の総額
- 四 存立時期を定めたときは、その時期
- 五 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 六 公告方法
(略)

(変更の登記)

第75条 組合において前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前条第2項第3号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後4週間以内にこれをすることができる。

(6) 個人情報管理について

概 要

- 法令遵守及び利用者保護の観点から、組合員の個人情報保護管理及び情報システムのセキュリティについて、組織として適正な取り組みを行う必要がある。

ポイント

- 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理を図るための必要な措置が講じられているか。
- 個人情報保護方針や個人情報保護に係る管理体制、利用目的の特定、安全管理措置、職員・委託先の監督等について定めた内部規程等が整備され、役職員に周知徹底がされているか。
- 規程等に基づき、適正に運用がされているか。
- 個人情報の取り扱いを委託する場合、安全管理が図られるよう、その委託先に対し、必要かつ適正な監督が行われているか。
- 利用者情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による利用者情報の外部への持ち出し防止対策、外部からの不正アクセス、標的型攻撃メール等に対する防御等情報管理システムの堅牢化対策が図られているか。

<参 考>

消費生活協同組合法施行規則

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第175条 共済事業を行う組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(7) 自治体及び組合からの照会(一部抜粋)

法定期限内での変更登記ができなかったが、どうすればよいか。

- ・ 変更登記が必要であると認識した段階で、速やかに手続きを行うとともに、再発防止として、あらかじめ変更登記完了までのスケジュール案を作成し、関係者間で共有するなど、期限内に適正に変更登記が行われるよう取り組まれない。(法第74条、75条)

定款に基づき、組合員は出資 1 口1,000円から加入可能であるが、別途加入要件を 1 0 口 1 万円にしても問題ないか。

- ・ 組合員は出資 1 口から組合に加入できるので、1 0 口の出資が組合加入の要件であると定めることはできない。(法第16条第1項)

役員の選出について、総会の議案となっているが、具体的な名簿の提示は当日配布としているが問題ないか。

- ・ 具体的な名簿の提示を当日配布とした場合、総会に出席しない組合員が書面によって議決を行うことができなくなり、不適切である。総会において議決する事項はあらかじめ通知するべきである。

※消費生活協同組合模範定款例第51条第3項 ～(略)～ただし、この定款により総(代)会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。

組合の代表理事が〇〇法人の理事長を兼ねているが、組合から〇〇法人への寄付金支出は問題ないか。

- ・ 法第31条の2に基づき、理事会における承認及び報告を行わなければならないため、必要な手続きを行われたい。

定款、規約、総代会及び理事会の議事録については、主たる事務所にのみ、備え置くことで問題ないか。

- ・ 定款及び規約は従たる事務所にも備え置く必要がある(法26条の5)。また、総代会及び理事会の議事録については主たる事務所には10年間、従たる事務所にはその写しを5年間備え置くことが必要である。ただし、HPなどデータ閲覧できる場合は、従たる事務所での写しの備置きは必要ない。(法第26条の5第1項、法第30条の7第2項、法第45条第3項)

2. 財務会計に関する主な事項

資料 3

(1) 決算関係書類等及び会計処理体制について

決算関係書類等について

ポイント

- 決算関係書類、事業報告書及びそれらの附属明細書について、法令で定める事項や必要な注記が記載されていること。

留意点

- 決算関係書類、事業報告書及びそれらの附属明細書に記載する事項は生協法施行規則、決算関係書類等の様式例等と整合しているか。決算関係書類等については、各々の事業に則った「決算関係書類等の表示に関するチェックリスト」を利用し、記載すべき事項が網羅されているか確認！

<生協法施行規則>

- ・決算関係書類(第66条～第121条)
- ・事業報告書(第122条～第126条)
- ・附属明細書(第127条～第129条)

<決算関係書類等の様式例>

- ・課長通知(組合の財務処理等に関する取扱いについて) 令和3年6月1日社援地発0601第2号改正

共済を図る事業を行う組合の作成する貸借対照表及び損益計算書について

貸借対照表

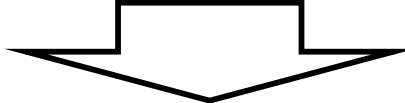
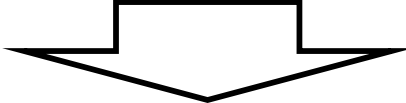
(施行規則 第83条)

前2条の規定にかかわらず、法第10条第1項第4号 の事業(受託共済事業を除く。)を行う組合は、前2条の区分に代えて、当該組合の財産状態を明らかにするため、資産又は負債について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。

損益計算書

(施行規則 第103条第1項)

第94条から第96条までの規定にかかわらず、法第10条第1項第4号 の事業(受託共済事業を除く。)を行う組合については、第94条から第96条までの区分に代えて、当該組合の損益状況を明らかにするため、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。



「決算関係書類等の様式例(主として共済事業を行う組合)」に沿った貸借対照表・損益計算書の作成が適当

注記事項一覧(生協法施行規則第109条)

施行規則	注記事項	会計監査人 監査組合	会計監査人 監査組合以外	連結注記
111条	継続企業の前提に関する注記	○	不要	○
112条	重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	—
113条	連結決算関係書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記	—	—	○
113条の2	会計方針の変更に関する注記	○	○	○
113条の3	表示方法の変更に関する注記	○	○	○
113条の3の2	会計上の見積りに関する注記	○	不要	○
113条の4	会計上の見積りの変更に関する注記	○	不要	○
113条の5	誤謬の訂正に関する注記	○	○	○
114条	貸借対照表等に関する注記	○	○	○
115条	損益計算書に関する注記	○	○	不要
116条	剰余金処分案に関する注記	○	○	不要
117条	税効果会計に関する注記	○	○	不要
118条	リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	不要
118条の2	金融商品に関する注記	○	○	○
118条の3	持分法損益等に関する注記	○	不要	不要
119条	関連当事者との取引に関する注記	○	○	不要
120条	重要な後発事象に関する注記	○	○	○
120条の2	収益認識に関する注記	○	○	○
121条	その他の注記	○	○	○

不備・記載漏れが多い注記事項(1)

- 子法人等・関連法人等がある場合
 - 貸借対照表等に関する注記として、子法人等及び関連法人等に対する金銭債権又は金銭債務に係る注記を行っているか（生協法施行規則第114条第1項第6号）。
 - 損益計算書に関する注記として、子法人等及び関連法人等との事業取引・事業外取引による取引高に係る注記を行っているか（生協法施行規則第115条）。⇒理事の自己契約等の手続不備（生協法第31条の2）
 - 関連当事者との取引に関する注記を行っているか（生協法施行規則第119条）。
- 貸借対照表に関する注記
 - 資産が担保に供されている場合における注記（生協法施行規則第1項第114条第1号）
 - 保証債務等に関する注記（生協法施行規則第1項第114条第5号）
- 税効果会計に関する注記
 - 繰延税金資産、繰延税金負債の発生的主要原因（生協法施行規則第117条）
- 有価証券を保有している場合
 - 金融商品に関する注記を行っているか（生協法施行規則第118条の2）。
 - ① 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
 - 金融商品の内容およびそのリスク
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - ② 金融商品の時価等に関する事項（注：令和4年4月1日以後開始する事業年度の期首より「時価算定会計基準等」を適用）
 - 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、時価、貸借対照表計上額と時価との差額
 - 時価の算定方法
 - 上記以外の金融商品の時価等の開示に関する適用指針が求める注記事項も、記載することが考えられる。

不備・記載漏れが多い注記事項(2)

- 共済事業以外の事業を行っている場合
 - 収益認識に関する注記をおこなっているか
 - ①重要な会計方針に係る事項に関する注記(生協法施行規則第112条第2項)
 - ・ 主要な事業における組合員との契約に基づく主な義務の内容
 - ・ 当該義務に係る収益を認識する通常の時点
 - ・ その他、重要な会計方針に含まれると判断したもの
 - ②収益を理解するための基礎となる情報に関する事項(生協法施行規則第120条の2第1項)
- 主として共済事業を行っており、共済契約を再共済または再保険に付した場合
 - 貸借対照表注記に以下の事項が記載されているか
 - ・ 再共済または再保険に付した部分に相当する責任準備金の額(生協法施行規則第114条第2項第1号)
 - ・ 再共済または再保険に付した部分に相当する支払備金の額(生協法施行規則第114条第2項第2号)
- 関連当事者との間に取引があり重要性がある場合
 - 関連当事者との取引に関する注記を行っているか(生協法施行規則第119条)
 - ※注記を必要としない取引(同条第2項)
 - ※会計監査人監査組合以外の組合は注記の一部省略可(同条第1項第5号から第7号、第9号)

経理規則について

ポイント

- 経理規則の内容が、法令や会計基準と整合しているか。**
- 会計帳簿及びその事業に関する重要な資料の保存期間が、法令に定められている期間を満たしているか。
- 経理規則の内容が、組合の組織・役職員体系と整合しているか。**
- 経理規則において、細則やマニュアル、勘定科目取扱要領等を作成することと明記されているが、作成されているか。
- 経理規則において作成することと明記されている帳票・帳簿が作成されているか。
- 経理規則に定められている手続・処理が行われているか。**

経理規則及び経理マニュアルなどを作成し、適切に運用することにより、

○業務の標準化、業務水準の均一化を図る

○内部統制を強化することによる不正、誤謬の防止

・決算関係書類の意図的、意図的でない虚偽表示の防止

「中小企業の会計に関する指針」を適用していても、選択可能な処理方法が存在するため、経理規則等に会計方針を記述しておく必要がある。

経理区分の適正な処理について

ポイント

- 共済事業にかかる経理とその他の経理とが区分されているか。
- 共済事業のうち、責任共済等事業に係る経理とその他の経理とが区分されているか。
- 医療福祉等事業に係る経理とその他の経理とが区分されているか。
- 組合が行う事業の種類ごとに収支が明らかにされているか。

留意点

- 分類すべき事業区分が適切に設定されているか。
- 収益は事業別に個別に集計しているか。
- 費用は直接費、間接費に分け、間接費は各費用項目ごとに人員割、事務所面積割、などの定量データを使用した適切な配賦基準により配賦されているか。

消費生活協同組合法

(区分経理)

- 第50条の3 共済事業を行う組合は、共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。
- 2 共済事業のうち責任共済等の事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。
- 3 第10条第1項第6号又は第7号の事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

(2) 一般に公正妥当と認められる会計の慣行について

ポイント1

(金銭債権)

取立不能のおそれがある場合には、債権の区分に応じて取立不能見込額を算定し、貸倒引当金を計上しなければならない。

(有価証券の取得)

取得可能な有価証券は営んでいる事業別に法令にて定められているため、**法令に抵触していないか否かの判断を取得時にしなければならない。**

(満期保有目的債券)

満期保有目的債券は取得時に「満期まで所有する意図をもって保有する」必要があるため、**取得時に当該意思決定をしなければならない。**

(時価が著しく下落した場合)

a) 満期保有目的債券、子会社株式、関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のもの

時価が著しく下落したときは、**回復する見込みがあると認められる場合を除き**、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

b) 市場価格のない株式等(関係団体等出資金を含む)

発行会社の**財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い**、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

注) 令和4年4月1日以後開始する事業年度の期首より「時価算定会計基準等」に基づく会計処理を適用

ポイント2

(棚卸資産)

期末における時価が帳簿価額より下落した場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。

(仮払金等その他の流動資産)

その他流動資産に計上される仮払金は決算時に適切な科目に振り替える必要がある。また、長期滞留しているような未収入金などは損失処理するといった対応が必要となる。

(有形無形固定資産)

資産の収益性低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額し、減損損失を計上する。

(リース取引)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

ポイント3

(繰延税金資産)

繰延税金資産の計上には、組合の経営状況により、収益力に基づく課税所得が十分見込めること及びタックス・プランニングを行うことが前提となる。**組合の経営状況から会計基準で示されている会社分類を行い、中期経営計画や予算と整合した将来における回収可能額の算定を行う必要がある。**

(資産除去債務)

有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、その除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものを「資産除去債務」として見積もった上で計上し、資産の減価償却に合わせて費用処理する。

(引当金)

定期的に賞与の支給実績がある場合や退職金規程に基づき退職金を支払っている場合に、賞与引当金、退職給付引当金を負債の部に計上する。

(3) 剰余金処分等について

ポイント1

剰余金処分案の法定準備金の積立額や教育事業等繰越金の繰越額の算定が適切か。

留意点

- 法定準備金・教育事業等繰越金は「毎事業年度の剰余金」を基に算定されているか。
- 法定準備金・教育事業等繰越金は、各事業年度において剰余金を計上している場合には、**法定準備金について、購買生協は毎事業年度の剰余金の10分の1以上を、共済生協は5分の1以上を積立て、教育事業等繰越金については、購買生協、共済生協共に20分の1以上を繰り越すことになる。**それぞれ下限額があることに留意する。
- 法定準備金は定款で定める額を超えて、継続して積立を行っていないか。定款で定める額を超えて積み立てる場合は定款変更を行う必要があることに留意する。

原則として（税引後）当期剰余金

<参 考>

消費生活協同組合法

（剰余金の積立て等）

第51条の4 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1（共済事業を行う組合にあっては、5分の1）以上を準備金として積み立てなければならない。（略）

4 組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

ポイント2

教育事業等繰越金の会計処理が誤って行われていないか。

留意点

- 生協法第51条の4第4項の規定に基づき、剰余金が発生した場合には、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を積み立てなければならない。
- 教育事業等繰越金は積立金ではなく、教育事業等のために使用するための繰越金であるため取崩は行わず、翌期の損益計算書において当期首繰越剰余金に含めて表示しているか。

※1 日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究報告第7号 「消費生活協同組合における剰余金処分について」
平成13年5月14日

教育事業等繰越金の繰越額について、「毎事業年度の剰余金」を基準に規定されている。研究報告第7号では、「毎事業年度の剰余金」とは、損益計算書の税引後当期剰余金(但し、欠損金があればそれを控除する)を意味すると解釈されている。

ポイント3

割戻しの対象となる金額(財源)を超えた利用分量割戻しを実施していないか。

留意点

(税引後)当期剰余金

- 利用分量割戻しの額は、毎事業年度の剰余金から、繰越欠損金をてん補し、法定準備金積立額、教育事業等繰越金額を控除した額以下となっているか。
- 前事業年度以前の剰余は含まれていないか。利用分量割戻しは、当事業年度の剰余金が財源となる。
- マイナス金額の「その他有価証券評価差額金」を計上している場合、割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しているか。

<参 考>

(模範定款例 第69条 利用分量に応ずる割戻し)

第69条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、～略～ 法定準備金として積み立てる金額及び ～略～ 教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

(以下、略)

(模範定款例解説 第70条(出資額に応ずる割戻し))

利用分量割戻し、出資配当いずれにおいても、貸借対照表上、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」において、マイナスの金額を計上している場合(差額金額の処理について、全部純資産直入法により処理している組合に限る。)には、これは未実現損であるため、～略～割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しなければならないことに留意するものとする。

剰余金の割戻しの総額が適切でない例

損益計算書

、

当期剰余金	1,000
当期首繰越剰余金	200
〇〇積立金取崩額	100
当期未処分剰余金	1,300

剰余金処分案

I	当期未処分剰余金	1,300
II	剰余金処分額	
1	法定準備金	200
2	利用分量割戻金	850
III	次期繰越剰余金	250
	(教育事業等繰越金)	50

(注) 割戻し対象額の算定

当期剰余金	1,000
▲法定準備金積立額	200
▲教育事業等繰越金繰越額	50
＝割戻し対象額(財源)	750

割戻し対象額

750 (注)

割戻しの対象となる
金額を超えた利用分量
割戻し→法令・定款違反

法人税基本通達(事業分量配当の対象となる剰余金)

14-2-1 法人税法第60条の2第1号《事業分量分配金》に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないことに留意する。

ポイント4

割戻しの対象となる金額(財源)を超えた出資配当を実施していないか。

留意点

原則として
(税引後)当期剰余金

- 毎事業年度の剰余金(当期剰余金)から法定準備金・教育事業等繰越金の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金を加算した額について行うことができる(模範定款例第70条第1項)。
- 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う(模範定款例第70条第2項)。
- 出資配当の額は、払込済み出資額につき年1割以内の額とする(生協法第52条第4項)。
- マイナス金額の「その他有価証券評価差額金」を計上している場合、割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しているか。

(模範定款例 第70条 出資額に応ずる割戻し)

第70条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

(以下、略)

(模範定款例解説 第70条(出資額に応ずる割戻し))

利用分量割戻し、出資配当いずれにおいても、貸借対照表上、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」において、マイナスの金額を計上している場合(差額金額の処理について、全部純資産直入法により処理している組合に限る。)には、これは未実現損であるため、~略~割戻しの対象となる金額からこのマイナスの金額を控除しなければならないことに留意するものとする。

ポイント5

積立目的や必要とする額等が定められていない任意積立金の積立てがなされていないか。

留意点

- 組合に剰余が生じたときは組合員に還元すべき(原則)。
- 任意積立金として内部留保する場合、その目的、必要とする額等の認定手続は適切か。また、その目的や必要とする額等は適切か。
- **任意積立金の積立目的、必要とする額等を明確にし、総(代)会の議決を経ているか。**
- 過年度において積立を行った任意積立金について、**現在はその目的自体が存在しないにもかかわらず積み立てたままとなっていないか。**

<参 考>

模範定款例

(その他の剰余金処分)

第72条 この組合は、剰余金について、第68条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

模範定款例解説

<第72条(その他の剰余金処分)関係>

この任意積立金又は繰越金は、全く任意なものである。しかしながら、組合に剰余が生じた場合には、本来組合員へ還元すべきであり、これを無計画に任意積立金等により積み立てることは適当でない。したがって、任意積立金を積み立てる場合には、次年度の事業の拡大に備えて資産の充実を図る等その目的、必要とする額等を各組合毎に判断しながら積み立てることが必要である。いずれにしても、必要な処理を行った後の剰余金は、それぞれの組合の経済的実情に応じ、組合員全体の意思を尊重して決めるべきものである。

ポイント6

任意積立金の取崩しに係る手続が適切か。

留意点

- 任意積立金の合目的取崩・目的以外の取崩しに際し、必要な手続が行われているか。
- 欠損金を填補する場合には、以下の順で行っているか。①繰越剰余金 ②任意積立金 ③法定準備金

	取崩の形態		処理方法
任意積立金 (特定目的)	目的に従う取崩し	理事会の決議による取崩し	損益計算書の当期首繰越剰余金(当期首繰越損失金)の次に記載
	目的外の使用による取崩し	総(代)会の決議による取崩し (理事会の決議による取崩しは不可)	剰余金処分案(損失処理案)に記載

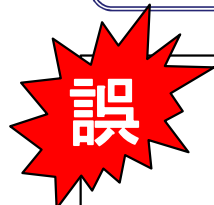
<参 考>

模範定款例

(欠損金のでん補)

第73条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのでん補に充てるものとする。

任意積立金の取崩しが適切でない開示事例



損益計算書

特別損失

災害見舞金 300

災害見舞金積立金取崩額 ▲300

税引前当期剰余金 1,300

法人税等 600

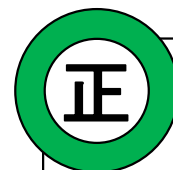
法人税等調整額 ▲200

当期剰余金 900

当期首繰越剰余金 100

当期未処分剰余金 1,000

不適切な処理



損益計算書

特別損失

災害見舞金 300

税引前当期剰余金 1,000

法人税等 600

法人税等調整額 ▲200

当期剰余金 600

当期首繰越剰余金 100

災害見舞金積立金取崩額 300

当期未処分剰余金 1,000

消費生活協同組合法施行規則

(当期未処分剰余金又は当期未処理損失金)

第101条 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。

(略)

3 一定の目的のために設定した任意積立金について当該目的に従って取り崩した額

ポイント7

剰余金処分案に関する注記が適切に行われているか。

留意点

- 剰余金処分案に以下の注記が行われているか（生協法施行規則第116条）
 - ①利用分量割戻しを行う場合の算定基準
 - ②出資配当を行う場合の算定基準
 - ③次期繰越剰余金に含まれている教育事業等繰越金の額
- 教育事業等繰越金については、事業報告書に前年度からの繰越金や支出額について記載することが望ましい。

<参 考>

課長通知（組合の財務処理等に関する取扱いについて）

3 決算関係書類等の作成等について（5）事業報告書等

事業報告書においては、当該事業年度における教育事業や当該助成事業の状況及びこれらの事業に充てるための前年度からの繰越額や支出額について記載することが望まれる。

また、教育事業等繰越金については、繰越金であることを明らかにした上で、繰越された事業年度の教育事業等の費用に充てるものとする。

3. 共済事業における財務の健全性

資料 4

(1) 責任準備金等、支払余力比率の適切な算出について

概要

①責任準備金等について

責任準備金等は、組合が共済契約者等へ支払う共済金等の原資となるものであり、共済契約上の債務を確実に履行するためには適切な積立てが重要である。

検査においては、責任準備金等の積立ての適切性の状況、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

②支払余力比率について

資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが重要であり、支払余力比率規制により、経営の早期改善を促す必要がある。

検査においては、支払余力比率の算出の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

① 責任準備金の算出について

- ア 共済掛金積立金 … 算出に係るシステムのロジックが正しいことが検証されているか。
共済計理人が行う1号収支分析の手法は合理的か。
- イ 未経過共済掛金 … 生協法施行規則第179条及び共済事業規約の規定と齟齬なく算出されているか。
- ウ 異常危険準備金 … 生協法施行規程第6条～8条及び共済事業規約の規定と齟齬なく算出されているか。

② 支払備金の算出について

- ア 普通支払備金 … 普通支払備金の額と実際の支払額に大きな乖離はないか。
- イ I B N R 備金 … 生協法施行規程第9条～10条の規定と齟齬なく算出されているか。

③ 責任準備金の管理態勢について

- ア 積立方針について… 目標とする異常危険準備金の積立水準等、積立方針を定めているか。
- イ 算出態勢 … 担当部門の責任・権限は明確にされているか。

④ 支払余力比率の算出・管理態勢について

- ア 算出の適切性 … 生協法施行規程第4条の2～4条の5及び生協室長通知（平成31年社援協発0328第2号）の規定と齟齬なく算出されているか。
- イ 算出態勢 … 担当部門の責任・権限は明確にされているか。

(2) 共済引受リスク管理について

概要

共済引受リスクを認識した上で、適切な共済引受リスク管理態勢の整備が重要である。
検査においては、共済引受リスク管理の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

① リスク管理について

- ア リスク把握・管理… 現在の収支分析、将来の収支予測等の方法により定期的に共済引受リスクを把握しているか。
- イ 利源分析 … 利源分析の手法は合理的か。
利源別に損失が発生している場合は、発生要因の分析及び対応がなされているか。
- ウ 再共済・再保険 … 受再元のリスクが適切に再共済掛金に反映されているか。
出再先の健全性の検証がされているか。
保有リスクの軽減等、目的に沿った出再となっていることが検証されているか。

② 管理態勢について

- ア 管理規程について… 共済引受リスク管理に係る規程は適切に整備されているか。
- イ 管理態勢 … 担当部門の責任・権限は明確にされているか。

(3) 資産運用リスク管理について

概要

資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が重要である。
検査においては、資産運用リスク管理の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

① リスク管理について

- ア 市場リスク … VaR等により可能な限り定量的に評価しているか。
金利リスク、為替リスク、価格変動リスクはそれぞれ管理されているか。
- イ 信用リスク … 取引先の信用格付けの確認等を行っているか。
- ウ 流動性リスク … 可能な限り定量的に評価しているか。

② 管理態勢について

- ア 管理規程について… 資産運用リスク管理に係る規程は適切に整備されているか。
- イ 管理態勢 … 担当部門の責任・権限は明確にされているか。

(4) 仕組開発管理について

概要

共済商品の仕組開発に当たっては、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する管理態勢の整備が必要である。

検査においては、仕組開発管理の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

① 仕組開発管理について

- ア 仕組開発の手続き… 組合員の意向に基づく仕組開発が可能な態勢となっているか。
仕組開発にあたっては、事業推進の観点のみではなく、リスク管理の観点からも問題がないことを確認しているか。
- イ フォローアップ … 共済仕組みの推進実績・事故発生率等が開発時に想定した水準とどの程度相違しているか確認・分析しているか。
フォローアップの結果等を踏まえ仕組み内容の見直しを行っているか。

② 管理態勢について

- ア 管理規程について… 仕組開発管理に係る規程は適切に整備されているか。
- イ 管理態勢 … 担当部門の責任・権限は明確にされているか。

(5) ストレステストについて

概要

ストレステストは、リスクの集中の度合いや、リスク削減の対策を検討するうえで有用である。

検査においては、ストレステスト実施の適切性、適切性を確保するための管理態勢の検証等を行う。

要確認事項

① ストレステストについて

- ア ストレスシナリオ… 巨大災害、パンデミック、信用リスクの顕在化等、組合の実施する事業の種類等に応じて適切なストレスシナリオが設定されているか。
- イ 結果への対応 … ストレステストの結果、問題がある場合は、保有リスクを軽減する等必要な対応がとられているか。

② 管理態勢について

- ア 管理規程について… ストレステストに係る規程は適切に整備されているか。
- イ 管理態勢 … 担当部門の責任・権限は明確にされているか。

4. 共済事業規約変更の事前協議に係る留意事項

資料 5

○ 現状

- 消費生活協同組合の共済事業規約(以下「規約」という。)の変更、設定及び廃止(以下「変更等」という。)に際しては、認可業務の円滑化のため、認可申請に先立ち、変更等の内容について厚労省が事前協議を行い「審査」を行っている。
- 事前協議では、①法令及び定款等への適合性並びに規約の適切性、②事業を利用する組合員の利便性や公平性、③組合の財務健全性等、変更等を希望する事項について多面的且つ総合的に審査を行っている。
- そのため、一定の期間を要することから、これまでも必要な資料について早めに提出するようお願いしているが、一部、準備資料の整理に時間を要する例や、総代会の直前に資料が提出される等の例が見受けられるところ。
- 適正な審査を行うため、厚労省への規約の変更等の事前協議に当たっての取扱いについては、次のとおりとするので、対応いただくようお願いする。

○ 規約改正等の有無の登録

- 組合は、事前協議を希望する場合、毎年年末に依頼する調査において、翌年に変更等の協議を開始する事項について、変更等事項及びその背景等を登録(定款も同様)すること。協議期間が集中する場合、協議スケジュールの調整を行うので、ご協力の程、宜しく願います。

○ 規約改正等の改正案の協議時期

- 組合は、原則として事前協議を希望する時期の3ヶ月前までに必要資料を、厚労省に提出し、協議を開始すること。
- なお、規約変更等を行う場合であって、財務省協議(例年3月～8月の間で実施)が必要な場合は、上記に2ヶ月加えた5ヶ月前(※)までに必要書類を厚労省に提出すること。

※ 財務省協議が必要な規約変更等が発生する場合は、財務省との事前調整の必要性から早めに当室に情報提供を行うこと。

○ 事前協議資料について

- 協議の際は、必要に応じ下記の資料を提出すること。
- なお、厚労省の認可後、改正後の規約全文(電子媒体)を速やかに提出すること。

事前協議資料

I 組合概要

- ・沿革、対象者、組合員数、実施共済事業、契約者数等を記載

II 現行制度の概要

- ・パンフレットの写し等

III 現行規程

IV 改正の概要

下記の事項をすべてについて記載するとともに、必ず根拠を添付すること。

1 背景

- ・なぜ今変更等が必要であるのか等について、背景や理由を記載するとともに、根拠及び補足資料(データ等※)の該当部分を添付。

※ (例) 組合員からの改正要望アンケート調査結果、組合の事業計画、必要に応じた挙証資料 等

2 目的

- ・何をどのように改正し、どのような効果(組合員のニーズに応える財務健全性を確保する等)を得たいか端的に記載。

V 変更等案(新旧対照表)

- ・規約の該当部分の抜粋

VI 変更等案の妥当性についての根拠

- ・変更等案が関係法令等上適合することを示す資料(関係法令等の抜粋)
- ・変更等案の策定にあたり根拠とした他の組合や保険会社等の規程や定款等の実例(必要に応じて比較表を作成すること)
- ・変更等案の妥当性を示すデータ
- ・財務状況への影響(現在の状況及び今後の見込み)
- ・その他必要な説明・補足資料

VI 規約審査表(厚労省様式)

記載した場合根拠となる資料を添付すること

VII 現行の定款、規約等

- ・定款全文、改正する規約の全文
- ・規約の変更等に伴い変更等が必要となる規程等の全文

VIII 本規約改正に当たっての共済計理人の意見・指摘事項

【参考】全体のスケジュールイメージ

組合

①1月現在で当該年内での
変更等の予定及び概要登録
(毎年年末に確認依頼を実施)

②事前協議

③理事会、総代会 等

④認可申請

⑤認可書の受領

⑥改正後全文送付

厚労省

案件整理・調整

※生協間の確認作業期間の重複を避け、適切な確認作業時間の確保のため、必要に応じて協議スケジュールを調整。

事前確認

(財務省協議含む)

3ヶ月前(※5ヶ月前)

※財務省協議が必要な規約変更等が発生する場合は、財務省との事前調整の必要から早めに当室に提供を行うこと。

確認
結果

認可手続

最長2ヶ月

認可

受理

第2 連絡事項

(1) 関係法令の改正等について

刑法改正に伴う消費生活協同組合法等の改正について

自由刑の単一化の議論に伴い、「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を廃止し、これに代えて「拘禁刑」を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和4年6月17日に公布され、施行の日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、政令で定める日となっている。

生協法についても、「懲役」及び「禁錮（禁こ）」を「拘禁刑」と改正しているため、当該施行時には、消費生活協同組合法模範定款例の取扱い（解釈通知）をはじめとした通知についても改正することを予定しているので、御了知願いたい。

金商法改正に伴う消費生活協同組合法等の改正について

金融商品取引業者等がデジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、書面とデジタルのいずれかで情報提供することも可能となるように見直すこと等の改正を行うべく、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が令和5年3月14日に通常国会に提出された。

生協法についても、準用している金融商品取引法が改正されることを受けて、罰則規定である第98条の9第3号及び第4号を改正することを予定しているので、御了知願いたい。

会社法等の施行に伴う消費生活協同組合法施行令等の一部改正について

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「会社法改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）が令和元年12月11日に公布され、未施行となっていた会社法改正法附則第1条ただし書に掲げる規定及び整備法附則第3号に掲げる規定が、令和4年9月1日に施行された。

具体的には、会社法改正法において、登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点から、会社の支店所在地における登記に関する規定が削除されたことを踏まえ、整備法において、生協法第81条から第83条までが削除され、これにより、組合は令和4年9月1日から従たる事務所における登記が不要となった。

また、上記の施行により、消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）第20条及び第21条について、読み替えるべき事項がなくなったため、規定の削除を行う等、所要の改正を行い、従たる事務所に関する裁判による登記の嘱託が不要となった。

これらの施行に併せ、「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」（平成12年1月7日社援地発第1号）について、当該削除される条文を引用している事項につき、従たる事務所の所在地での登記を不要とする等、所要の改正を行っているので、十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

- 「「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和4年9月1日付地域福祉課長通知）
- 「消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令について（通知）」（令和4年9月1日付消費生活協同組合業務室長通知）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設に伴う消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）第2条による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）において、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設された。

当該法人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2に規定する弁護士法人と同様、同法第3条に規定する法律事務一般を行うことを目的としていることから、施行規則第51条第1項第47号リに規定する委託先に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」の追加を行っているので、十分御了知の上、適切な対応をお願いします。

- 「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年10月31日付消費生活協同組合業務室長通知）

資金決済法等改正に伴う消費生活協同組合法施行規則の改正について

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号。以下「資金決済法等改正法」という。）において、電子決済手段が新たに定義された。

これに伴い、特定投資家に相当する者（一般投資家に比して情報収集力、分析能力やリスク管理能力が高いと考えられる者）として取り扱うことが可能となる資産保有要件（投資性資産3億円以上）の対象資産に電子決済手段を追加するため、生協法施行規則を改正したので、御了知願いたい。

I B N R 備金の算出に係る消費生活協同組合法施行規程の一部改正について

毎事業年度末において、共済事業を行う組合が負債として積み立てなければならないI B N R 備金は、生協法施行規程第9条に基づき、原則として機械的に算出されるが、状況によってはI B N R 備金の合理的かつ適切な算出に支障を来す場合がある。

そのような場合に対応できるよう、通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、従来の算出方法によらず、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な共済の数理に基づく他の方法により計算した金額をI B N R 備金とすることを可能とするため、生協法施行規程第9条の改正を行っているので、御了知願いたい。

生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条において、福祉事務所設置自治体は「生活困窮者自立相談支援事業」を行うものとされており、また、同法第7条において「生活困窮者就労準備支援事業等」を行うことができるものとされている。これらの事務の全部又は一部を委託することができる者については、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「困窮法施行規則」という。）第9条に規定されている。

今般、事業提供主体の多様化を推進する観点等から、困窮法施行規則第9条が改正（令和5年3月31日公布、4月1日施行）され、これらの事業を委託できる者として、消費生活協同組合が追加されたところである。これにより、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を消費生活協同組合が福祉事務所設置自治体より受託できることが明示されたため、御了知願いたい。

統合的リスク管理（E R M）の導入について

統合的リスク管理（E R M）とは、組織が直面するリスク（潜在的に重要なリスクを含む。）を統合的・包括的に捉え、組織の自己資本等と比較することで、事業全体のリスクをコントロールし、経営の効率化を図る自己管理型の高度なリスク管理であり、現在、保険会社への導入を皮切りにして、共済を実施している他の協同組合においても導入が進んでいるところである。

このため、リスク管理の高度化を図ることが望ましいと考えられる共済を実施している共済計理人設置組合を対象にE R Mの導入を検討しており、令和5年度に「共済事業向けの総合的な監督指針」を改正することを予定しているので、御了知願いたい。

(2) 税制改正について

法人税に係る軽減税率の引下げ

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、組合を含む中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下の部分について税率15%）については、特例の適用期限が2年延長されたので御了知願いたい。

- 令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）抜粋
 - I 令和5年度税制改正
 - 三 法人課税
 - 2 地域における活力（国税）
 - (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止とされ、廃止までの間、経過措置が設けられていたところであるが、予定どおり昨年度末に期間満了を以て廃止となっているため御了知願いたい。

(3) デジタル原則を踏まえたアナログ規制に関する点検・見直しについて

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等

内閣総理大臣を会長とするデジタル臨時行政調査会において、同調査会が策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）等に基づき、国における全ての法令の中で、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）及び「FD等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項についての点検、見直しに向けた工程表を作成。

生協法の関係法令等についても該当条項の点検を行い、今後、所要の見直しを行うこととしているので、御了知願いたい。

※ デジタル臨時行政調査会（デジタル庁HP）

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

代表的なアナログ規制である7項目

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	国家資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	国家資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

フロッピーディスク等の記録媒体を指定する 規定の見直し方針

【経緯等】

- ・ 令和4年6月の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、経済界要望等を踏まえ、「フロッピーディスク（FD）等を用いる申請・届出等のオンライン化」の検討が記載。
- ・ 8月の第13回作業部会において、FD等の記録媒体を指定する規定によって、手続のオンライン化が進みにくい状況となっていること、また、他の記録媒体やクラウド等の利用の可否が法令上不明確となっていることといった課題が指摘。
- ・ 作業部会での議論等を踏まえ、オンライン手続やクラウド利用等に関する規定の整備や、旧式の記録媒体を指定する規定の見直しに向けて、各府省における点検・見直しを実施。

【見直しの方針】

- ・ 各府省での見直し検討の結果、すでに規定が置かれているもの等を除き、全ての規定について、オンライン手続やクラウド利用等に関する規定を整備するとともに、旧式の媒体であるフロッピーディスクの使用を定める条項を撤廃する方針。

【今後の対応】

- ・ 令和4年内に、各府省の見直し方針の一覧を取りまとめ、デジタル臨調として公表。
- ・ 上記の見直し方針を踏まえ、令和5年中に各府省において必要な法令改正等を実施。

（４）消費税の適格請求書等保存方式の導入について（インボイス制度）

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和５年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行される。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を行うためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和３年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となる。

令和５年５月22日付当室事務連絡「令和５年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について（協力依頼）」にてお願いしているとおり、制度の内容を正確にご理解いただき、必要な準備・対応を進めていただきたい。また、連合会におかれては、会員生協にインボイス発行事業者への早期登録を促し、Ｑ＆Ａ及びＩＴ導入補助金といった支援措置等を周知するなど、円滑な施行に向けた準備のために積極的な御協力をお願いしたい。

特に、地域の小規模事業者等と取引のある組合においては、制度導入による影響が大きいことが考えられるため（※）、必要に応じて上記の支援措置等を組合から取引先に共有するなど、柔軟な対応をお願いしたい。

（※）制度導入による影響

- ・ 仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の相手方（売手）である適格請求書発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となる。ただし、簡易課税制度を適用している場合には、仕入税額控除のためのインボイスの保存は不要となる。
- ・ 免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除ができなくなるため、インボイス制度導入後の対応について検討する必要がある。（注）インボイス制度導入後６年間は、免税事業者からの仕入であっても一定割合（８０％・５０％）控除できる経過措置あり。

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
 - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります（Q7参照）。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

事務負担軽減？
補助金も？

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減?
- インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
- 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金?
- 少額取引はインボイス不要って?
- 少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

- 対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!



事例 売上700万円(税額70万円)※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円 = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ 70万円 × 2割 = 14万円



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存が必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内
▶ 100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(7割助成)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール 50~500万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内)※下限額を撤廃
PC・タブレット等 10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所蔵の税務書への事前予約をお願いします。

(5) 生協の政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところである。昨年度、生協が特定の議員の後援会費を支払うといった事案があったが、特定の政党や候補者、またはこれらの者を支援することを目的とした特定の組織に対して、金銭の支出をすることは、不適切であると考えられる。組合におかれては、法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めてお願いする。

(参考)

○ 昭和62年6月30日社生第77号「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」厚生省社会局生活課長通知（抄）

4 政治的中立の原則

組合がその行う事業に関して組合員の生活文化の改善向上を図る見地から意見表明を行うなど組合の健全な発展のために政治活動を行うことは、禁止されるものではない。また、組合の役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもない。

しかし、組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする組織であって政治的団体ではない。**組合が政治問題に組織として深くかかわることは、多様な考えをもつ組合員に混乱と分裂をもたらすばかりでなく、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の活動の幅を狭め、消費者の組合への参加を阻害し、ひいては組合の本来の目的達成を困難にするなど、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれ強い。**「組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」とされている(法第二条第二項)のは、このような趣旨に基づき組合の政党からの独立を規定したものである。

以上のようなことから、**組合は政治問題には慎重であるべきであり、とりわけ選挙の際に理事会、総(代)会等組合の機関で特定の政党又は候補者の支援を決定したり、組合の機関紙により特定の政党又は候補者を推薦するなど組織として特定の政党又は候補者を支援してはならないこと。**

○ 令和5年2月28日社援発0228第11号「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」厚生労働省社会・援護局長通知

特に選挙に際しては、組合として、あたかも特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることがないように十分に留意することが必要。なお、選挙に際し組合を特定の政党のために利用する事例について、入念的に示せば下記の事項が考えられる。

【組合を特定の政党のために利用すると考えられる事例】

組合が選挙に際し、組織として行う次のような行為

- (1) 理事会、総(代)会等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること。
- (2) 組合が発する文書図画によって、特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと。
- (3) 店舗等組合が管理する施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を掲示すること。
- (4) 特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、車両、備品等を提供すること。
- (5) 特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画（金銭の支出を含む）すること。

(6) 不祥事案について

- 各組合から報告された不祥事案について見ると、近年では次のような事案が複数の組合で発生している。
 - ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
 - ・ 購買事業を行う組合において、配送職員が、組合員の同意無く宅配注文書に不正に記入していた事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例
- 不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁（厚生労働省所管組合にあつては当室）へ当該状況等を報告するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底すること。

(参考)

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）

（届出事項等）

第254条 法第96条の2第六号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 ～ 二十三(略)

二十四 共済事業を行う組合、当該組合の子会社又は共済代理店（第三項において「共済事業を行う組合等」という。）において不祥事件（共済代理店にあつては当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

2 (略)

3 第1項第二十四号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者（共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

一 共済事業を行う組合等の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に違反する行為

三 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項本文（ただし書を除く。）又は法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法第三十八条第四号から第六号まで若しくは第八号の規定に違反する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、共済事業を行う組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 その他組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第一項第二十四号に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合が知つた日から一月以内に行わなければならない。

5 (略)

(7) 消費生活協同組合（連合会）実態調査及び厚生労働大臣表彰について

令和4年度調査結果の公表及び令和5年度実施スケジュールについて

○本調査は、全国の生協の事業や活動に係る基礎的データを把握するため、毎年度各生協に御協力いただいているところであり、令和4年度調査については5月31日に公表したところである。詳細な結果表については、以下の政府統計窓口をご確認いただきたい。

【 e - s t a t (<https://www.estat.go.jp/>) 】

○本調査は、調査の実施を民間事業者に委託して実施しており、令和5年度においても引き続き実施する予定である。各生協におかれては、引き続き調査へ御協力いただくとともに、連合会におかれては、会員生協に調査への協力を呼びかけるなど、必要な対応をお願いしたい。

令和5年11月上旬	実施通知発出
12月上旬	調査票の提出期限 ～以降、集計作業～
翌年 5月末	調査結果の公表

消費生活協同組合（連合会）等に対する厚生労働大臣表彰について

○趣旨：令和5年度は消費生活協同組合法施行75周年にあたることから、これを記念し、法の理念に則って健全な事業運営を行い、他の模範と認められる消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）並びに組合役員に対し厚生労働大臣表彰を行うもの。

○時期：令和5年10月下旬頃（予定）

○参考：前回表彰（平成30年度）実績 組合表彰 30組合、役員表彰 40名